令和７年度豊見城市グローバル人財育成事業
高校生向けプログラム事業業務委託 仕様書

１　事業名称
令和７年度豊見城市グローバル人財育成事業高校生向けプログラム事業

２　契約期間
契約締結の日から令和７年１２月３１日まで

３　目的
次世代を担うこども達が、国際的な視野を備えるグローバルに活躍する人財となるための土台づくりとして、こどもの可能性（「未来を生き抜く力」や「学びに向かう力」）を引き出すことを目的とした人財育成事業を実施する。なお、本事業は令和２年３月に内閣府より認定を受けた「豊見城市地域再生計画 豊見城市ワク・ドキこども未来プロジェクト」に基づくものである。

４　業務概要

（１）人財育成ワークショップ計画書の作成
※ 高等学校学習指導要領「総合的な探求の時間」の目標を踏まえたワークショップとすること
※ 学生にキャリア形成を意識させる資質・能力育成のカリキュラムとすること
（２）人財育成ワークショップの実施
（３）成果発表の実施
（４）受講者アンケートの実施
（５）成果品（業務報告書・成果発表動画）

５　業務内容
主な業務内容は次のとおりとし、企画提案にあたっては、効果的な内容となるように工夫すること

（１）人財育成ワークショップ計画書の作成
次世代を担うこども達が、めまぐるしく変化する社会を生き抜く力を身に付けるため、こどもの可能性（「未来を生き抜く力」や「学びに向かう力」）を引き出すことを目的としたグローバル人財育成ワークショップ計画書（人財育成カリキュラム）を作成すること

■人財育成ワークショップの内容及びスケジュール、実施体制やその他必要な事項を記した人財育成計画書を作成し、豊見城市の承諾を得ること

（２）人財育成ワークショップの実施
人財育成ワークショップ計画書に基づき、受講生の募集・選定等を行い、ワークショップを実施する。
また、本事業は学校外で実施する社会教育であることから、受講生及びその保護者に対しワークショップの内容について十分な説明を行い受講に係る信任を

得ること

ア　対象者　　本市在住の高校生
イ　対象人数　３回（１クラス 20 名）　計 60 名程度
ウ　研修期間　各クラス２日間（効果的なカリキュラムを提案すること）
エ　日時　　高校生が参加可能な日時（長期休暇、週休日等）とすること
オ　会場　　豊見城市内とし、発注者と協議のうえ決定すること

■ 市施設利用が可能なのは、下記のとおり（相談可）
【実施日時・会場】 R7.8.5(火),6(水) 9:00-20:00 中央公民館 中ホール
R7.8.12(火),13(水) 9:00-20:00 中央公民館 中ホール
R7.8.26(火),16(水) 9:00-20:00 中央公民館 中ホール

カ　受講生募集の実施

■ 豊見城市所在の高校へ通う学生に案内チラシを配布すること
【参考】豊見城高等学校(930 名)、豊見城南高等学校(411 名)、南部農林高校(499 名)[※令和 6 年度学校要覧より]
■ 市所在の高等学校及び本市在住高校生が通学する近隣市町村の高等学校 15 校に案内ポスターを掲載すること
■ 各学校事務所に配布依頼を行い、学校承諾を得たうえで、配布方法・配布枚数・掲載枚数を聴取し依頼すること

キ　その他　　受注者において必要な機材、備品、テキスト等の準備および環境の設定と会場設営を行うこと

（３）成果発表の実施
人財育成ワークショップの仕上げとして、受講生間の成果発表を実施すること

（４）受講アンケートの実施
受講アンケートを実施し、その結果を用いて事業効果の分析をすること
また、受講アンケートの結果は、業務報告書の一部として報告すること

（５）成果品（業務報告書・成果発表会動画）
月報は、翌月１５日までに、電子メール／ＰＤＦにより報告すること
業務報告書は、契約期間内に紙及びＰＤＦにより報告すること
成果物はひとまとめにして電子媒体で提出すること

個人情報取扱特記仕様書

（特約及び法令等の遵守）

第１条　受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２　受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年豊見城市条例第26号）、豊見城市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和５年豊見城市規則第２号）その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第３条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外使用・提供の禁止）

第４条　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（データの返却）

第５条　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務が完了した際に破棄し、又は発注者へ返却し、この契約終了後に保有してはならない。

（事務従事者への周知）

第６条　受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を徹底させるものとする。

（調査）

第７条　受託者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、豊見城市の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第８条　受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに豊見城市に報告し、豊見城市の指示に従うものとする。